

令和3年度特集展示 重要文化財「大宰府跡出土木簡」指定記念(会期：令和3年12月18日(土)～令和4年2月13日(日))



木簡からみた古代の大宰府

Kyushu Historical Museum Exhibition guide

1 重要文化財「大宰府跡出土木簡」の指定

大宰府史跡では、昭和45年(1970)3月に初めて木簡が発見されて以来、今日までに1200点あまりの木簡が出土しています。このうち113点が、西海道(九州)を統轄する重要な古代の役所である、大宰府の日常の政務の実態を解明する上で極めて有用であるとの理由により、令和元年(2019)7月23日に「大宰府跡出土木簡」として、国の重要文化財に指定されました。

九州歴史資料館は、長年にわたり、この木簡群の調査研究と保存にあたってきました。研究成果を紹介するこれまでの展示では、木簡そのものとこれを生み出した大宰府の組織や九州統治のあり方、保存科学の研究成果を公開することに力を置いてまいりました。

本展では、重要文化財の指定理由もふまえ、視点を変えて、木簡が出土した遺跡や遺構との関わりを重視し、木簡の研究が大宰府の何を明らかにしたのかを紹介しています。

2 大宰府政庁と「まつりごと」—大宰府政庁跡出土木簡—

政庁跡の発掘調査では、地表に残る礎石群が、天慶4年(941)の藤原純友の乱による焼き討ち後に再建された第Ⅲ期の建物のものであること、下層に8世紀前半に遡る第Ⅱ期の建物、さらに下層に7世紀後半に遡る第Ⅰ期の建物の存在が明らかにされました。

第Ⅰ期はいずれも掘立柱構造の建物で、第Ⅱ期は礎石建ちの瓦葺き建物へと様変わりします。建物配置も左右対称を基本とし、正殿や後殿、中門、南門が中軸線上に並びます。正殿と東西2棟ずつの脇殿に囲まれた内庭を備える構造は、平城宮の朝堂院を彷彿とさせるものです。

大宰府政庁跡では築地で囲まれた後殿地区の東北隅部に掘られた8世紀前半から中頃の土壇SK514から887点の木簡が出土しました。木簡の内容は、大宰帥の俸禄や布の交易、下級官人やその労役の管理、大宰府が兼帯した筑前国の国務、軍団に関するものなど多岐にわたります。このため後殿地区には、大宰府の総務的な官司として、政所が存在したと考えられています。



大宰府跡出土木簡

3 大宰府成立期の木簡—蔵司西地区出土木簡—

大宰府政庁跡の西に隣接する蔵司地区は、平成21年度(2009)以来、継続的に調査が行われており、現在までの発掘調査では、7世紀後半から11世紀におよぶ第Ⅰ期から第Ⅴ期の遺構の変遷が明らかにされつつあります。

第Ⅱ期(8世紀前半)には丘陵中央西部に礎石建ちの瓦葺き大型建物SB5000が建設され、第Ⅲ期(8世紀中頃～後半)には倉庫群とみられる逆「コ」字状配置礎石建物群が造営され、官司「蔵司」が存在したと考えられます。木簡は蔵司丘陵西側の南北溝から出土した7世紀末のもので、この木簡群を投棄したとみられる官司の所在地は、第Ⅰ期(7世紀後半～8世紀初頭)の掘立柱の建物群であったと推定されます。

木簡は、大宰府の前身の筑紫大宰・筑紫総領の九州統治に関わる「久須評」の荷札木簡、地域の豪族や評司(郡司の前身)の農業経営と関わる貸稲(出挙とも、稲を強制貸付する税)の帳簿や文書木簡を含み、成立期大宰府の機能を考える貴重な史料です。

4 政庁周辺官衙とその役割—不丁地区・大楠地区出土木簡—

大宰府政庁の周辺には、大宰府の様々な機能を担った諸官衙が配置されて官庁街を形成していました。木簡が出土したのは、政庁南側の広場の西に隣接する不丁地区と大楠地区です。

広場と不丁地区を区画する8世紀前半から中頃の南北溝SD2340からは西海道の国・郡名や南島の島名を記した荷札木簡をはじめ、文書・記録・習書木簡が出土しました。荷札木簡の大半は、紫色の染料の原料となる紫草の貢進に関わるもので、不丁地区に「貢上染物所」が存在し、大宰府が京に納めていた紫染の繊維製品を生産する工房を所管したのでしょうか。

他に大量の漆附着土器や、木製品の生産に兵士が従事したことを示す木簡、「瓦工」と書かれた木簡、「細工」と刻まれた土器が出土しました。ここから「作物所」「細工所」といった手工業生産関係の官司が不丁地区に所在し、北に隣接する蔵司が所管したと推定されています。

5 府の大寺・観世音寺—観世音寺出土木簡—

観世音寺は、朝倉橘広庭宮で崩御した母帝斉明天皇の冥福を弔うために、天智天皇が発願した寺院です。造営には80余年を費やし、天平18年(746)に供養を営みました。また、天平宝字5年(761)には戒壇院が設置され、大宰府の庇護のもと「府の大寺」として名実ともに西海道随一の寺院として繁栄しました。

境内では7世紀後半から9世紀末までの墨書土器・刻書土器が多く出土しています。「造寺」銘墨書須恵器は寺域東側で出土しました。寺域東側と南側は鑄造・鍛冶関連遺物が出土し、観世音寺の造営組織で、「造観世音寺司」とも推定される名称の役所に付属する工房や厨関連施設であったと考えられます。宝亀11年(780)具注曆断簡である漆紙文書もこの地区から出土しました。調の徴収に責任を持つ郡雑任「調長」銘墨書須恵器、「糯米」「紫」「竹根」銘木簡など税に関わる資料は、筑後国生葉郡山北郷にあった観世音寺の封戸(寺領)を示す「山北」銘墨書土器とともに、封戸に関わるものかも知れません。

(学芸調査室 酒井芳司)



墨書須恵器「造寺」



宝亀11年(780)具注曆断簡赤外線写真



編集 発行: 令和3年12月18日

九州歴史資料館
KYUSHU HISTORICAL MUSEUM

〒838-0106 福岡県小郡市三沢 5208-3
TEL 0942-75-9575 FAX 0942-75-7834
URL <https://kyureki.jp/>